

# 規 約

滋賀県フェンシング協会

(名 称)

第1条 この協会は、滋賀県フェンシング協会（以下「本協会」という）と称する。(S. F. A)

(事 務 局)

第2条 本協会の事務局は、会長が指定した所在地に事務局を置く。

(目 的)

第3条 本協会は滋賀県におけるフェンシング競技を統轄する代表団体として、フェンシングの健全な普及発展に努めるとともに、精神ならびに体位の向上、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- ① 滋賀県のフェンシング競技に関する諸計画の実施
- ② 各競技会・講習会の開催ならびに協力
- ③ 県外競技大会に滋賀県を代表する競技者ならびに役員を選考派遣
- ④ 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整
- ⑤ フェンシングに関する調査研究
- ⑥ 選手・審判の育成強化
- ⑦ その他、本協会の目的を達成するための諸事業

(組織および加盟)

- 第5条
- ① 本協会は、滋賀県に所在するフェンシング競技団体（以下「加入団体」という）および会員をもって組織する。
  - ② 本協会は滋賀県体育協会および日本フェンシング協会に加盟する。

(会 員)

第6条 本協会は、次の者をもって会員とする。

- ① 団体会員（加入団体に所属し、フェンシング競技者として登録したものをいう。）
- ② 個人会員（団体会員以外で、フェンシング競技者として個人登録したものをいう。）

(役 員)

第7条 ① 本協会に次の役員を置く

ア	会長	1名
イ	副会長	若干名
ウ	理事長	1名
エ	副理事長	1名
オ	理事	15名
カ	監事	2名

- ② 本協会に顧問および参与を置くことができる。

(役員 の 選 出)

- 第8条
- ① 会長は理事会において決定する。
  - ② 副会長は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。
  - ③ 理事長は理事会において理事の互選により決する。
  - ④ 副理事長は理事長が必要と認めた時、理事会の承認を得て置くことができる。
  - ⑤ 理事は理事会において、会員中より選出する。
  - ⑥ 監事は会長が委嘱する。
  - ⑦ 顧問および参与は会長が委嘱し、理事会の承認を得る

(役員 の 任 務)

- 第9条
- ① 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
  - ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する
  - ③ 理事長は会議の議決および規約に基づいて業務を執行する。
  - ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
  - ⑤ 理事は本協会の一般会務を掌理する。
  - ⑥ 監事は本協会の財務を監査する。
  - ⑦ 顧問は重要な会務の諮問に応じる。
  - ⑧ 参与は会長が必要と認めたとき、会務に参加する。

(役員 の 任 期)

- 第10条
- 役員任期は2年とし再任を妨げない。  
但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(専 門 委 員)

- 第11条
- ① 本協会に必要な応じて専門委員会を置く。
  - ② 専門委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(会 議 の 種 類)

- 第12条
- 本協会に次の会議を置く。
- ① 理 事 会
  - ② 専 門 委 員 会

(理 事 会)

- 第13条
- ① 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および理事をもって構成する。
  - ② 理事会は、会長が年1回以上召集し、議長は会長がこれにあたる。但し、理事の3分の1以上または、会長が必要と認めたときは、理事会を開くことができる。

- ③ 理事会は、予算、決算、役員を選出、規約の改正、およびその他本協会の事業に関する重要な事項を審議する最高議決機関とする。
- ④ 理事会は、委任状を含め会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- ⑤ 会長は、緊急を要するため、理事会を開催できないときは副会長、理事長・および副理事長によって決定することができる。但し、直次の理事会に報告し承諾を求めなければならない。
- ⑥ 軽易な事項については、会長が書面により賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(専門委員会)

- 第14条
- ① 本協会は、事業遂行上必要があるときには、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。
  - ② 委員会は第4条の事業に関して調査研究をする。

(経費)

- 第15条
- 本協会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計)

- 第16条
- 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

付 則

1. この規約の定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は別に定めることができる。
2. この規約は
 

昭和41年9月1日	制定
昭和54年3月11日	改正、施行
昭和63年6月21日	改正、施行

S. F. Aとは

SHIGA  
FENCING  
ASSOCIATION